

厚生年金保険に関する行政評価・監視結果に基づく 勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成17年8月～18年9月
- 2 調査対象機関 厚生労働省、法務省

【勧告日及び勧告先】 平成18年9月15日 厚生労働省に対し勧告

【回答年月日】 厚生労働省 平成20年3月31日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 厚生年金保険制度は、厚生年金保険法に基づき、民間被用者の老後等の生活に必要な年金を給付するものであり、保険料は労使折半で負担
 - <平成16年度末の取扱実績>
 - ・ 適用済事業所数：約163万事業所、被保険者数：約3,250万人
 - ・ 保険料収納総額：約19兆4,500億円（保険料収納率98.2%）、運用収入額：約1兆6,000億円、年金給付費：約21兆5,000億円
 - ・ 老齢厚生年金平均年金月額：16万7,529円
 - ・ 保険料率：原則給与・賞与の14.288%（平成17年9月～）
- 制度の安定的な運営の維持、保険料負担の公平性の確保、被保険者となるべき者を適用することによる老齢厚生年金の支給の保障等のため、対象事業所及び被用者の適用と保険料徴収を効果的・効率的に実施することが重要
- また、行政事務の効果的・効率的な執行を確保する観点から、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を推進することも重要

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 適用漏れ事業所の把握の効率的かつ的確な実施</p> <p>【勧告】</p> <p>① 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報の突合データを、社会保険事務所において常時効率的に活用できる電算システムを構築すること。</p> <p>② 電子データによる登記情報の提供を法務省に要請するとともに、社会保険事務所において常時活用できるようにするための電算システム構築を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 適用事業所(注)：</p> <p>① 常時従業員を使用する法人事務所</p> <p>② 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所(サービス業等一部事業を除く)等(法6条)</p> <p>(注) 厚生年金保険に加入すべき事業所</p> <p>○ 被保険者：適用事業所に使用される70歳未満の者(法9条)</p> <p>○ 新規適用事業所の届出：</p> <p>初めて適用事業所となった事業所の事業主は届出を社会保険事務所に提出(法施行規則13条)</p> <p>○ 新規適用事業所の届出が励行されていないことから、社会保険庁は、適用漏れ事業所(注)を把握するため、次の事項について社会保険事務局に指示</p> <p>① 雇用保険の適用事業所情報(厚生年金保険と雇用保険の適用事業所の突合データ(リスト))の活用</p> <p>② 商業・法人登記簿の閲覧等</p> <p>(注) 厚生年金保険に加入すべきであるにもかかわらず加入していない事業所</p>	<p style="text-align: center;">→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→① 雇用保険の適用事業所情報については、社会保険事務所等の現場において常時効率的に活用できるよう、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。18年10月31日改定。)に基づき、社会保険と労働保険のシステムにおいて、それぞれの適用事業所(場)のデータをシステム上で関連付けを行うことについて検討を行っているところ</p> <p>→② 電子データによる登記情報の活用にあたっては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」による現行システムの刷新も踏まえて、当該電子データの提供を法務省に要請し、当該電子データを社会保険事務所等において常時活用することができるようにするための電算システム化への対応について、検討を行っているところ</p> <p>なお、平成19年3月からは、民間調査会社の電子データによる新設法人情報を活用し、18年11月に社会保険事務所に導入したパソコンシステム(「適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムの導入について」(平成18年11月14日付け庁文発第1114008号))により、未適用事業所の効率的な把握を実施</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 社会保険庁は、適用漏れのおそれのある事業所数及び被保険者数の総数を未把握。当省が、厚生労働省の公表資料、当省の就業構造基本調査等に基づき推計した結果では、</p> <p>i) 適用漏れのおそれのある事業所数 = 約63～70万事業所 (本来適用すべき事業所総数の3割程度)</p> <p>ii) 適用漏れのおそれのある被保険者数 = 約267万人 (本来適用すべき被保険者総数の7%程度)</p> <p>制度の安定的な運営の維持、保険料負担の公平性の確保、被保険者となるべき者を適用(注)することによる老齢厚生年金の支給の保障等のため、これらを的確に把握し、適用することが必要</p> <p>(注) 適用とは、厚生年金保険に加入させること。</p> <p>○ 電算システムの活用が不十分で非効率</p> <p>i) 厚生年金保険と雇用保険の電算システムは、本体そのもの及び端末ともに接続されていないため、社会保険庁が年1回社会保険事務所に送付している突合リストは正確性と最新性が欠如。そのリスト確認のために多大な業務量が発生。中には、データの半分以下しか活用していない社会保険事務所あり(14事務所)</p> <p>ii) 法務省が登記情報を電子化しているにもかかわらず、社会保険庁はこれを利用していない。このため、法務局での閲覧に多大な業務量が発生。中には、閲覧を全く実施していない社会保険事務所あり(13事務所)</p>	

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 適用漏れ事業所に対する適用の促進</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 社会保険事務局ごとに、適用に結び付ける事業所数の数値目標、それを達成するための行動計画を作成し、これに基づき呼出し、戸別訪問、立入検査及び職権適用の取組を強化するよう、社会保険事務局に指示すること。</p> <p>② 呼出し又は戸別訪問から立入検査及び職権適用に至る実施手順や判断基準を明確にすること。</p> </div> <p>(説明)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px;"> <p>○ 社会保険庁は、適用漏れ事業所を厚生年金保険に加入させるため、次の事項を社会保険事務局に指示</p> <p>① 把握した適用漏れ事業所に対する文書及び巡回説明による加入指導の実施</p> <p>② 巡回説明当を実施しても加入しない事業所に対して呼出し又は戸別訪問による加入指導の実施（平成16年度から）</p> <p>③ 呼出し及び戸別訪問による加入指導を重ねて実施しても加入しない事業所に対して立入検査及び職権適用（注）の実施（平成17年度から）</p> <p>（注）適用漏れ事業所に常時使用される者の被保険者資格の有無の確認を職権により行うこと。これにより加入の届出と同じ効力が発生する。</p> </div> <p>○ 社会保険庁の突合データによれば、適用漏れ事業所の割合は、都道府県により、約10%～約34%と大きな開きあり</p> <p>しかし、社会保険事務局は、</p> <p>i) 社会保険事務局ごとの適用に結びつける事業所数の目標未設定</p> <p>ii) 従業員の多い事業所を優先するなど効率的な加入指導等を実施する</p>	<p>→① 勧告の趣旨を踏まえ、平成19年度社会保険事業計画（「平成19年度における社会保険庁の事業運営について」（平成19年3月19日付け庁文発第0319002号））において、「社会保険事務局毎に適用促進への取組みに対する目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する」こととしており、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険等の適用及び徴収にかかる行動計画の策定について」（平成19年4月10日付け庁文発第0410015号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知。以下「行動計画策定通知」という。）により、その策定を指示。これに基づき、各社会保険事務局においては、適用に結び付ける事業所数の数値目標等を設定し、適用促進への取組を強化</p> <p>→② 平成19年度の事業実施に当たっては、社会保険事務局ごとの適用促進への取組に対する目標設定の中に立入検査の取組等を位置付けるとともに、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について」（平成19年4月10日付け庁保発第0410001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知）により、次のとおり、重点的加入指導の取組、立入検査及び職権適用の取組の徹底を図り、厳正に適用の適正化を推進するため、その実施手順、判断基準等を明確化</p> <p>ア 重点的加入指導</p> <p>i) 継続的な加入指導を行わなかった場合、加入を検討しようとする事業主の意欲も失われてしまうことが多いため、月1回、3か月間で3回程度の戸別訪問による継続的な加入指導を実施する。</p> <p>ii) 3回目の加入指導は、最終的な加入指導として、立入検査の予告を行う。</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>ための行動計画も未策定 この原因は、社会保険庁がこれらの設定や策定を指示していないことにあり</p> <p>○ 加入指導した全国の10万3,565の適用漏れ事業所のうち、加入したのはわずか2,596事業所（約3%、平成16年度）</p> <p>○ 社会保険庁が立入検査及び職権適用の実施に至る具体的な実施手順や判断基準を明確に示していないこともあり、立入検査及び職権適用の実績は少数（平成17年度11件）</p> <p>3 保険料徴収業務の的確な実施</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 社会保険事務局に対して、中長期的な収納率の数値目標及びそれを達成するための具体的対策等を内容とする行動計画を作成し、これに基づき徴収対策の取組を強化するよう指示すること。</p> <p>② 滞納事業所に対する滞納整理の進ちょく状況を適切に管理できるシステムを構築すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 保険料は、事業主が被保険者分の保険料と合わせて納付（法82条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料を滞納する事業主に対しては、期限を指定して保険料を督促。指定の </div>	<p>iii) 特別な事情もなく事業主等との接触ができない場合についても、3回目に文書による立入検査の予告を行い、原則として立入検査を実施する取扱いとする。</p> <p>イ 立入検査・職権適用</p> <p>i) 立入検査の日時を決定し、事業主に通知する。</p> <p>ii) 立入検査に当たっては、複数人での検査体制を整え、統率・指揮する者を明確にするとともに、立入検査時の状況を詳細に記録する。</p> <p>iii) 職権により届書を作成し、事務処理を行う。</p> <p>iv) 立入検査等を拒否又は忌避され、関係諸帳簿等の確認が行えず、職権による適用が出来なかった場合は、厚生年金保険法等の規定による罰則を適用するため司法警察官に告発を行う。</p> <p>→① 平成19年度社会保険事業計画において、社会保険事務局ごとに中長期的な目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組を推進することとしており、行動計画策定通知により、その策定を指示。これに基づき、各社会保険事務局においては、全国統一的な指標の下に中長期的な収納率の数値目標等を設定するとともに、行動計画の策定に関しては、i) 各社会保険事務局の滞納整理事務の現況を分析の上、ii) 現年度分保険料収納の実施計画と過年度分保険料収納計画をそれぞれ作成することとするなど、徴収対策への取組を強化</p> <p>→② 滞納整理の進ちょく状況の管理については、「社会保険業務の業</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>期限までに納付がない場合は、国税滞納処分の例により処分（法 86 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料を徴収する権利は 2 年で時効により消滅。督促により時効中断（法 92 条） ○ これらが適切に行われなければ、被保険者の権利が阻害されるおそれや年金財政に多大な影響を及ぼすおそれあり <p>○ 厚生年金保険加入者に係る保険料の収納率は高率（98％）で推移しているものの、未収金額及び時効による消滅額が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未収金額：平成 8 年度約 2,800 億円 → 16 年度約 3,500 億円 ・ 時効消滅額：平成 8 年度約 175 億円 → 16 年度 472 億円 <p>○ 収納率の数値目標の設定及び目標を達成するための対策について、社会保険庁は、具体的な提示を行っておらず、社会保険事務局にゆだねているため、徴収対策の取組状況及び収納率に事務局間の格差が発生。</p> <p>なお、独自の工夫を講じることにより、収納率を高めているものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度の収納率：最高 99.5％、最低 94.5％ <p>○ 調査した時効消滅事案（759 件）の中には、財産調査が行われていない等、滞納整理が不適切な事例（20 件、2.6％）あり</p> <p>その原因は、滞納整理事務の進ちょく状況管理は、担当職員にゆだねられているのみで、組織的に管理する体制が整理されていないことあり</p> <p>4 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進</p> <p>【勧告】</p> <p>① 共同滞納整理対象事業所の選定基準について、共通滞納事業所を幅広く含める方向で、できる限り明確に定め、全国統一的なものとする。その上で、社会保険・労働保険徴収事務センター（以下「セン</p>	<p>務・システム最適化計画」に基づき、検討を進めているところ</p> <p>なお、当面は、社会保険事務所に導入している徴収調査支援システム（注）を活用し、滞納整理事務を適切に実施</p> <p>（注）平成 17 年度に導入した徴収調査支援システムは、未納事業所の把握・管理等の効率化を図り、保険料納入督促、財産調査及び滞納処分業務等を効率的に行うため、各社会保険事務局が社会保険オンラインシステムから配信されるデータ（事業所情報・事業所債権情報）を磁気媒体に出力し、当該データをパソコンに取り込んでデータベースを構築することを可能とするもの</p> <p>→① 共同滞納整理対象事業所の選定については、「「厚生年金保険に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について（社会保険と労働保険の徴収事務の一元化の推進部分）」（平成 19 年 2 月 23 日付け基徴発第 0223001 号・庁保発第 0223001 号都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省労働基準局労働保険徴</p>

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>ター」という。)において、その基準に該当する事業所の選定、当該事業所に対する滞納整理を一元的に行うこと。</p> <p>② 徴収事務を一層効率的に実施するため、滞納整理事務については、一元化の対象を共通滞納事業所にとどまらず、全滞納事業所に拡大することについて検討すること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図ることを規定 ○ 「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）において、徴収事務の一元化等の取組を着実に進めると規定 ○ 厚生労働省は、これらを踏まえ、平成15年10月、312の全社会保険事務所内にセンターを設置し、両保険にかかる届出の受付・事業所調査・事業所説明会（15年度から）、滞納整理（16年度から）についての事務を開始 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の社会保険と労働保険の単独の未収金額（平成16年度） 社会保険：5,094億円、労働保険：908億円 ○ 全国の社会保険事務所、労働局等の徴収事務従事職員数（平成16年度末） 社会保険事務所：1,386人、労働局等：約700人 <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険料と労働保険料のいずれも滞納している共通滞納事業所は、調査した28センター管内で見ると、滞納事業所のうち、事業所数ベースで23.1%、未収金額ベースで45%以上と相当な規模 ○ 一元化の実効を確保するため、共通滞納事業所をできるだけ広く滞納整理の対象とすることが必要 しかし、厚生労働省が滞納整理を一元的に実施することとしているのは、共通滞納事業所のうち共同滞納整理対象事業所（注）として選定し 	<p>収課長・社会保険庁運営部企画課長通知。以下「徴収事務の一元化推進通知」という。)により、共通滞納事業所の選定基準については、再度検討を行い適切ではない基準となっている連絡協議会については必要な見直しを行うよう指示</p> <p>その後、徴収事務の一元化推進通知を踏まえた選定基準の見直しの状況について確認したところ、見直しは実施したものの、合理的な理由もなく、一部の業種等を対象から除外しているなど対応が十分とはいえない連絡協議会が一部みられたことから、平成20年2月に開催した平成19年度全国労災補償課長・労働保険徴収主務課室長合同会議※において、適切な見直しを行うよう指示した。</p> <p>※総務省注：全国会議は労働保険の担当者のみを対象としたものであるが、厚生労働省本省の本事項に係る指示内容については、社会保険及び労働保険の担当者をもって構成される各都道府県の連絡協議会において、社会保険の担当者にも伝達することとしている。</p> <p>→② 社会保険料のみ又は労働保険料のみ滞納があるすべての滞納事業所の滞納整理事務をセンターで一元的に実施することについては、共通滞納整理業務に対する滞納整理のような重複する業務がなく、業務の効率化がどの程度図られるか見極める必要があるが、勧告の趣旨を踏まえ、今後とも事業主の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、滞納整理事務の効率的な実施について取り組む。</p>

主な勧告事項

厚生労働省が講じた改善措置状況

たもののみ。厚生労働省は、この選定を現場にゆだねており、現場では合理的な理由なく大口のみなどに限定して選定。この結果、共同滞納整理対象事業所として選定した数は、上記の 28 センター管内の共通滞納事業所数 2,980 のうち、232 事業所 (7.8%) と極めて少数

○ 徴収事務を一層効率的に実施するため、一元化の対象事務の拡大の検討が必要

そもそも、滞納事業所を社会保険料のみ滞納、労働保険料のみ滞納及び両方とも滞納の 3 つに分けて徴収するよりも、これらを一元的に実施することにより、より効率的に人的資源を活用することが期待

○ 調査 28 センター管内の共通滞納事業所数及びその未収金額

社会保険 の滞納事 業所数 a	うち共通 滞納事業 所数 b (b/a)	うち共同 滞納整理 対象事業 所数 c (c/b)	社会保険 の未収金 額 d	うち共通 滞納事業 所分 e (e/d)	労働保険 の未収金 額 f	うち共通 滞納事業 所分 g (g/f)
12,919 所	2,980 所 (23.1%)	232 所 (7.8%)	491 億円	222 億円 (45.2%)	88 億円	41 億円 (46.6%)

(注) 共通滞納事業所のうち、社会保険事務所と労働局が共同して滞納整理を行う対象とする事業所をいう。